

よっかいち防犯ステーションの設置及び管理に関する規則をここに公布する。

令和3年1月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第1号

よっかいち防犯ステーションの設置及び管理に関する規則

(設置)

第1条 本市は、地域住民及び三重県警察その他の機関と連携し、富洲原、富田地区を中心とした地域において防犯活動の推進に努め、もって安全・安心なまちづくりに繋げるため、よっかいち防犯ステーション（以下「防犯ステーション」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 防犯ステーションの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 よっかいち防犯ステーション

位置 四日市市松原町4番33-1号

(業務)

第3条 防犯ステーションは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 防犯ボランティア等に対する指導助言に関すること。
- (2) 防犯ボランティア等との合同パトロールに関すること。
- (3) 児童の帰宅時間における見守り活動に関すること。
- (4) 地域における街頭監視活動に関すること。
- (5) 地域住民からの防犯相談等の受付に関すること。
- (6) 警察署との連携に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、防犯活動の推進に関すること。

(開館日及び開館時間)

第4条 防犯ステーションの開館日は、次の各号に掲げる日を除いた日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

2 防犯ステーションの開館時間は、午前11時30分から午後8時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、開館日及び開館時間を変更することができる。

(庶務)

第5条 防犯ステーションの運営に関する庶務は、市民文化部市民協働安全課において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年2月1日から施行する。

(市民文化部市民協働安全課)